

2021年8月10日

株 主 各 位

証 券 コ ー ド 7370

大阪市北区梅田1-11-4

大阪駅前第4ビル9F923-470

(東京本社 東京都中央区銀座五丁目13番16号)

株 式 会 社 E n j i n

代表取締役
社 長 本 田 幸 大

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年8月24日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年8月25日（水曜日）午後3時30分（受付開始：午後3時） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座五丁目13番16号 ヒューリック銀座イーストビル |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第15期(2020年6月1日から2021年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.y-enjin.co.jp/ir/>) において周知させていただきます。

事業報告

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをミッションとして社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでおります。社会に対して良い機能を提供し、価値を創造するために、主に中小・中堅企業、医療機関を対象としたPR支援サービスや顧客とメディア又は決裁者をつなぐプラットフォームサービスを提供するPR事業を展開しております。

当事業年度（2020年6月1日～2021年5月31日）におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大という不透明な経済環境の中、引き続きPR支援サービスを中心として、中小・中堅企業、医療機関の企業価値向上のためのブランディングに最善を尽くしてまいりました。新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言発動に起因し、地方における取材活動の一部中止や延期、経済活動の低迷等の市場環境の悪化があったものの、営業活動のオンライン化等の対策を迅速に講じたことで十分な営業活動を行うことができました。また早期に在宅勤務体制に移行したことで、PR事業の運営に特段の影響はなく、安定して事業運営を継続することができました。緊急事態宣言下において、医療機関への営業活動を一部自粛したことにより、当事業年度の売上高に占めるPR支援サービスの医療機関の割合は前期比で9.4%下落しましたが、取引社数としましては30社増加し、その影響は軽微であると考えております。なお、取引社数全体におきましても順調に増加しており、成長基調を維持いたしました。

また、2020年1月よりサービス開始いたしましたメディアマッチングプラットフォーム「メディアアチョク」は、サービス充足により、既存のPR支援サービスだけではカバーが難しかった顧客ニーズへの対応も可能となったことから、PR支援サービスと合わせて中小・中堅企業、医療機関への総合的なブランディングPRサービスが提供可能となっております。決裁者マッチングプラットフォーム「アポチョク」につきましても、ブランディングPR以外の顧客ニーズに応えるために2021年1月に新規サービスとして開始いたしました。売上高は順調に伸び始めているものの、当事業年度の売上高に占める割合としましては、まだ小さい状況となっております。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高2,163,883千円(前年同期比41.5%増)、営業利益607,261千円(前年同期比100.5%増)、経常利益604,168千円(前年同期比95.1%増)、当期純利益423,284千円(前年同期比40.9%増)となりました。

売上高の増加は、前事業年度に引き続き、既存事業の人員を新卒採用等により増加させ、マニュアル化を徹底して育成した結果によるものであります。売上原価率は21.6%(前事業年度は21.9%)と前事業年度と概ね同水準となりました。販売費及び一般管理費は、従業員数増加及び昇給等により人件費が大きく増加したものの、売上高の増加幅と比較して人件費の増加幅が小さかったことから、営業利益は大きく増加いたしました。営業外損益は大きな増減がなかったことから、経常利益の増加は営業利益の増加と概ね同水準であります。前事業年度に保険解約返戻金(特別利益)127,202千円があったのに対して当事業年度は発生がなかったことによる特別利益の減少及び課税所得の増加に伴う法人税の増加があったものの、営業利益の増加が大きく寄与し、当期純利益が増加する結果となりました。

なお当社は、PR事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は21,753千円であり、主な内容は、オフィス改修に伴う内装工事、PC・サーバー導入費用、メディアチョクシステム開発及び営業支援システム開発等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の様況

該當事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保及び育成強化

当社では、今後の成長戦略を着実に遂行していくためには、営業や制作を担当するスタッフ及び管理職の確保と育成強化が必須であると認識しております。

即戦力となる中途採用を強化するとともに、将来経営幹部となる人材の確保のために積極的に新卒採用を進めていく方針であります。

② 組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織作りを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性向上に努めてまいります。

また、管理部門の人材確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、適時、的確な情報を開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に伝えてまいります。

③ 新しい広報・PR手法の開発

PR業界においては、多様化するメディア環境を背景に、企業・団体において広報・PR活動の重要性に対する認識が一層高まっており、潜在市場における新しいニーズに対応するために新しい広報・PR手法の開発が課題となっております。そのためには、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第12期	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 (当期)第15期
売 上 高	864,995 千円	1,251,525 千円	1,528,948 千円	2,163,883 千円
営 業 利 益	△1,189 千円	154,405 千円	302,936 千円	607,261 千円
当 期 純 利 益	△7,835 千円	91,694 千円	300,476 千円	423,284 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△13,059.30 円	15.28 円	50.08 円	70.55 円
総 資 産	788,456 千円	1,043,366 千円	1,458,393 千円	1,996,854 千円
純 資 産	418,189 千円	509,884 千円	810,361 千円	1,233,645 千円

(注) 1. 第12期の数値は、各期の定時株主総会において承認された数値について、誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。

2. 2019年5月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

また、2021年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該當事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主にPR事業を行なっております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減
146 名	39 名

(注) 従業員が前事業年度末から比較して39名増加したのは、主として、PR事業部における新卒採用を行ったことによるものです。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他重要事項

(公募による新株式の発行)

当社は、2021年6月18日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年6月17日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- (2) 発行する株式の種類及び数 : 普通株式1,000,000株
- (3) 発行価格 : 1株につき1,380円
一般募集はこの価格にて行いました。
- (4) 引受価額 : 1株につき1,269.60円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- (5) 払込金額 : 1株につき1,105円
この金額は会社法上の払込金額であり、2021年5月31日開催の取締役会において決定された金額であります。
- (6) 発行価額の総額 : 1,380,000千円
- (7) 払込金額の総額 : 1,269,600千円
- (8) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 : 増加する資本金 634,800千円 (1株につき634.80円)
増加する資本準備金 634,800千円 (1株につき634.80円)
- (9) 申込株式単位 : 100株
- (10) 払込期日 : 2021年6月17日
- (11) 資金の用途 : 運転資金として、採用活動費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2021年6月18日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年7月20日に払込が完了いたしました。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| (1) 募集方法 | : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式375,000株 | |
| (3) 払込金額 | : 1株につき1,105円 | |
| (4) 払込金額の総額 | : 414,375千円 | |
| (5) 割当価格 | : 1株につき1,269.60円 | |
| (6) 割当価格の総額 | : 476,100千円 | |
| (7) 割当先及び割当株式数 | みずほ証券株式会社 | 375,000株 |
| (8) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金 | 238,050千円 (1株につき634.80円) |
| | 増加する資本準備金 | 238,050千円 (1株につき634.80円) |
| (9) 申込株式単位 | : 100株 | |
| (10) 払込期日 | : 2021年7月20日 | |
| (11) 資金の使途 | : 「公募による新株式の発行 (11) 資金の使途」と同一であります。 | |

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,000,000株

(3) 株主数 2名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本田幸大	3,000,000 株	50.0 %
株式会社S & Sホールディングス	3,000,000 株	50.0 %

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 : 840個
- ・目的となる株式の種類及び数 : 普通株式84,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (73円)	2021年6月1日 ~2029年5月20日	180個	1名
監査役	第1回 (73円)	2021年6月1日 ~2029年5月20日	180個	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数 : 180個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 : 普通株式18,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額 : 1個あたり0円
- ・新株予約権の行使価額 : 1個あたり135円
- ・新株予約権の行使期間 : 2022年8月1日から2030年7月12日まで
- ・その他取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

- ・当社従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	120個	2名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
本田 幸大	代表取締役社長	—
平田 佑司	取締役	コーポレート本部長
高垣 勲	取締役	松田綜合法律事務所 パートナー
多鹿 晴雄	常勤監査役	—
工藤 竜之進	監査役	TMI綜合法律事務所 パートナー
軒澤 篤志	監査役	株式会社AGSコンサルティング 代表取締役副社長

- (注) 1. 取締役高垣勲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤竜之進氏、軒澤篤志氏は、社外監査役であります。
3. 監査役軒澤篤志氏は、大手会計事務所の代表取締役副社長として経営に従事しており、財務、会計及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高垣勲氏及び監査役工藤竜之進氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、2021年6月18日に同取引所に届け出ております。
5. 取締役添田繁永氏は2020年8月31日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査役工藤竜之進氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当社は、役員の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規程」により定めております。具体的には各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については報酬諮問会議の審議を経て決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額については、2021年2月24日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。監査役の報酬限度額については、2020年5月27日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、報酬諮問会議の審議を経て決定しております。報酬諮問会議は代表取締役社長、社外取締役、監査役により構成されており、原則として年1回定時株主総会後に開催し、報酬額の妥当性について慎重に検討し判断を行っております。

当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。2021年5月期の取締役の報酬等の額は、2020年8月31日開催の取締役会で決議しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	86,250	86,250	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	12,000	12,000	—	—	1
社外取締役	1,800	1,800	—	—	1
社外監査役	3,000	3,000	—	—	2

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職金6,000千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	高垣 勲	当該事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、出席した取締役会においては、主に弁護士として企業法務、特に医療法や医療広告ガイドライン等当社の事業領域に関連する法務等の専門的知見から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	工藤 竜之進	当該事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回(うち監査役協議会3回)の全てに出席し、出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的知見から、当社の適正な業務運営に資する発言を行なっております。
監査役	軒澤 篤志	当該事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回(うち監査役協議会3回)の全てに出席し、出席した取締役会においては、主に大手会計事務所の代表取締役副社長としての専門的知見から、当社の適正な業務運営に資する発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 決議の内容の概要

当社は、業務の適性を確保するための体制の整備に関して、2020年4月13日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議いたしました。

その内容は次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (4) 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正普遍的な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。
- (5) 組織全体において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求を断固として排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を、常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
- (2) 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上これを任命し、補助業務に当たらせる。
- (2) 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けられないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- (3) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の

同意を得るものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

7. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社の役職員に周知・徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- (2) 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
- (4) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
- (5) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

② 体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を15回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した。

(3) 監査役職務の執行体制

当事業年度において監査役会を14回（うち監査役協議会3回）開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において15回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査してお

ります。

(4) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するため、管理本部は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

現在導入の予定はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

現当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益還元を実施していくことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあり、将来の事業拡大のための採用や広告宣伝費投資に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、配当を実施していません。

今後の配当の実施については、業績や将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施時期等は未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,805,089	流 動 負 債	763,209
現金及び預金	1,492,362	買掛金	37,898
売掛金	46,150	未払金	16,964
未成業務支出金	9,209	未払費用	35,413
未収入金	222,726	未払法人税等	124,221
前払費用	44,158	前受金	449,196
その他の	230	賞与引当金	16,880
貸倒引当金	△9,749	その他	82,634
固 定 資 産	191,765		
有形固定資産	94,373		
建物	62,075		
車両運搬具	2,637		
工具器具備品	29,661	負 債 合 計	763,209
無形固定資産	11,759	(純資産の部)	
ソフトウェア	11,759	株 主 資 本	1,233,645
投資その他の資産	85,631	資 本 金	30,000
繰延税金資産	42,317	利 益 剰 余 金	1,203,645
破産更生債権等	23,373	その他利益剰余金	1,203,645
その他	43,914	繰越利益剰余金	1,203,645
貸倒引当金	△23,973		
資 産 合 計	1,996,854	純 資 産 合 計	1,233,645
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,996,854

損 益 計 算 書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,163,883
売 上 原 価		467,717
売 上 総 利 益		1,696,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,088,905
営 業 利 益		607,261
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
物 品 売 却 益	915	
匿 名 組 合 投 資 利 益	954	
そ の 他	15	1,896
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	234	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,663	
会 員 権 評 価 損	643	
そ の 他	448	4,990
経 常 利 益		604,168
税 引 前 当 期 純 利 益		604,168
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		186,928
法 人 税 等 調 整 額		△6,044
当 期 純 利 益		423,284

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
2020年5月31日残高	30,000	780,361	780,361	810,361	810,361
事業年度中の変動額					
当期純利益	—	423,284	423,284	423,284	423,284
事業年度中の変動額合計	—	423,284	423,284	423,284	423,284
2021年5月31日残高	30,000	1,203,645	1,203,645	1,233,645	1,233,645

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10～15年

車 両 運 搬 具 4～6年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 42,317千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、分類2に該当すると判断し、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響についても、当社の業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 77,328千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,000,000株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	12,659千円
貸倒引当金	10,325千円
賞与引当金	5,168千円
投資有価証券評価損	2,368千円
資産除去債務	5,711千円
外国税額否認	4,473千円
その他	3,977千円
繰延税金資産小計	44,686千円
評価性引当額	△2,368千円
繰延税金資産合計	42,317千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日でありませぬ。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。

② 資金調達の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,492,362	1,492,362	—
(2) 売掛金	46,150	46,150	—
(3) 未収入金	222,726	222,726	—
(4) 破産更生債権等	23,373	23,373	—
貸倒引当金(*)	△23,373	△23,373	—
	—	—	—
資産計	1,761,239	1,761,239	—
(1) 買掛金	37,898	37,898	—
(2) 未払金	16,964	16,964	—
(3) 未払費用	35,413	35,413	—
(4) 未払法人税等	124,221	124,221	—
負債計	214,498	214,498	—

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は事業年度末における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	205円	61銭
1株当たり当期純利益	70円	55銭

重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2021年6月18日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年6月17日に払込が完了いたしました。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集方法 | : 一般募集（ブックビルディング方式による募集） |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式1,000,000株 |
| (3) 発行価格 | : 1株につき1,380円
一般募集はこの価格にて行いました。 |
| (4) 引受価額 | : 1株につき1,269.60円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 |
| (5) 払込金額 | : 1株につき1,105円
この金額は会社法上の払込金額であり、2021年5月31日開催の取締役会において決定された金額であります。 |
| (6) 発行価額の総額 | : 1,380,000千円 |
| (7) 払込金額の総額 | : 1,269,600千円 |
| (8) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | : 増加する資本金 634,800千円（1株につき634.80円）
増加する資本準備金 634,800千円（1株につき634.80円） |
| (9) 申込株式単位 | : 100株 |
| (10) 払込期日 | : 2021年6月17日 |
| (11) 資金の用途 | : 運転資金として、採用活動費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。 |

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2021年6月18日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年7月20日に払込が完了いたしました。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集方法 | : 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し） |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式375,000株 |
| (3) 払込金額 | : 1株につき1,105円 |
| (4) 払込金額の総額 | : 414,375千円 |
| (5) 割当価格 | : 1株につき1,269.60円 |
| (6) 割当価格の総額 | : 476,100千円 |
| (7) 割当先及び割当株式数 | : みずほ証券株式会社 375,000株 |
| (8) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | : 増加する資本金 238,050千円（1株につき634.80円）
増加する資本準備金 238,050千円（1株につき634.80円） |
| (9) 申込株式単位 | : 100株 |
| (10) 払込期日 | : 2021年7月20日 |
| (11) 資金の用途 | : 「公募による新株式の発行（11）資金の用途」と同一であります。 |

独立監査人の監査報告書

2021年7月30日

株式会社E n j i n
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 亮 一 ①
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 村 仁 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社E n j i nの2020年6月1日から2021年5月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2021年6月17日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日及び2021年5月31日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2021年7月20日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれの監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、株式上場のための体制の整備に関する重点監査項目を設定し、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月31日

株式会社E n j i n

常勤監査役 多鹿 晴雄 ⑩

社外監査役 工藤 竜之進 ⑩

社外監査役 軒澤 篤志 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、創業の地である大阪市を本店としておりましたが、実質的に新本店所在地に本社機能を有しており、顧客への情報発信や多様な人材の確保などの今後のPR事業の拡大を目的とし、現行定款第3条（本店所在地）に定める本店所在地を「大阪市」から「東京都中央区」に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。	第1章 総則 (本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。
(新設)	<u>附 則</u> <u>第3条（本店所在地）の変更は、2021年9月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過をもって削除する。</u>